

実務対応報告公開草案第 52 号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」等の公開草案に対するコメント

< 質問に対する回答 >

質問 1

意見:同意しない。

理由:対象とする取引に対して、ストック・オプション会計基準を提供するとする理由が、第 17 項(1)によれば、「従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、」(中略)ストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似しているとのことだが、無料で渡せば報酬であると理解できるところ、有償新株予約権は取得に際してその公正価格分の金額を払い込まなければならない点に本質があり、この点が最も重要なのであり、この点を除いての議論の展開はありえないし、意味がない。公正価値で評価されているからこそ、監査役協会の監査役監査実施要領でも定義がなされているのではないか。

我々は機関投資家であるが、経営陣の真摯な努力により本当に企業価値の向上がみられるならば、その対価として株主が持分の一部を経営陣に提供する事は両社にとっての利益のアライメントの見地からも望ましいが、経営陣と株主の間には情報の非対称性が存在している。そのため、透明性が高く企業価値向上とリンクする長期的な業績目標などの達成条件が明確である有償新株予約権を経営陣自身が公正価格で払い込む投資行動により、株主に対してコミットメント意思を発信できる仕組みはコーポレートガバナンスの観点で支持したいと考えている。

質問 2

意見:同意しない。

理由:対象とする取引(有償新株予約権を付与する取引)は投資行動の一環であり、無償で付与されるわけではない。その点で無償と同類に扱うこと自体がおかしいと考える。

質問 3

意見:同意しない。

理由:質問 2 の理由でも延べているように、対象とする取引(有償新株予約権を付与する取引)はストック・オプションではなく、有償の新株予約権であるため、報酬ではないと考える。

質問 4

意見:同意しない。

理由:そもそも、質問 1-3 で意見を延べたとおり、本公開草案に同意しない。

質問 5

意見:特にない。

<回答者>

会社名:あすかコーポレートアドバイザー株式会社

会社住所:東京都千代田区内幸町 1-3-3 内幸町ダイビル6階

以上